

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 25 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 3 号

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

寒川町国民健康保険条例(昭和34年寒川町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第16条の6中「610,000円」を「630,000円」に改める。

第16条の12中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第20条第1項中「610,000円」を「630,000円」に改め、同項第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同項第3号中「510,000円」を「520,000円」に改め、同条第3項中「610,000円」を「630,000円」に改め、同条第4項中「610,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。